Ⅰ-1 計画策定の趣旨

我が国の介護保険制度は、制度施行後12年が経過し、サービスの利用者数が施行当初の約3倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきました。一方で、今後の急速な高齢化の進行に伴い、要介護認定者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、認知症対策、高齢者向けの住まいの確保等が喫緊の課題となってきています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが有機的に連携した「地域包括ケアシステム」の構築が必要であります。

このため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)」が、第177回通常国会に提出され、平成23年6月15日に可決成立し、平成24年4月1日から施行されることとなりました。

『那珂市高齢者保健福祉計画』(以下、「本計画」という。)は、関係法令の改正等の趣旨を踏まえ、平成24年度から今後3年間に取り組むべき高齢者の保健福祉施策やその目標、さらには介護保険サービスの見込量を明らかにするために策定するものです。

本計画は、「第3期健康プラン那珂21」「第6期那珂市高齢者福祉計画」「第5期那珂市介護保険事業計画」の3計画を統合したもので、本計画の基本理念は、上位計画である『第1次那珂市総合計画基本構想(平成20~29年度)』における施策の大綱の一つである「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」とします。

本計画に基づき、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本としつつ、健康づくり や介護予防事業の効果的な実施、介護保険事業の円滑な運営など、本市における 高齢者の保健・福祉・介護施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

Ⅰ-2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法(平成14年法律法律第103号)第8条の2に規定する市町村健康増進計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する市町村<u>老人福祉計画</u>、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する市町村<u>介護保険事業計画</u>の3つの計画を統合したものであります。第1次那珂市総合計画(平成20~29年度)を上位計画とします。

I-3 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

Ⅰ-4 計画の推進体制

『那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会』において、本計画の目標達成に向けて、進捗状況を定期的に点検及び評価し、事務局に対して効果的な取り組みなどの必要な助言及び指導を行います。